

神奈川県 高齢者虐待防止対応マニュアル

令和7年9月
神奈川県



はじめに

高齢者の権利擁護を目的とする「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「法」という。）が平成18年4月に施行され、各自治体では、高齢者虐待についての理解を深めると共に、より専門的な支援を充実させるため、高齢者虐待防止に向けた積極的な取り組みが行われてきました。

これまで、神奈川県では、「かながわ高齢者あんしん介護推進会議」の専門部会である「高齢者虐待防止部会」を中心に、法が施行された平成18年に「高齢者虐待防止対応マニュアル」を作成したほか、平成21年には「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」を、平成26年には別冊として「養護者による高齢者虐待のための高齢者虐待対応の手引き」を、令和元年には「高齢者虐待発生後対応マニュアル」をそれぞれ作成し、高齢者虐待に関する理解、適切な対応、未然防止と早期発見等を目標とした取り組みを行ってきました。

県内の自治体においては、高齢者虐待防止に関する体制整備を進めてきたものの、法施行から20年近くが経過しようとする中で、依然として虐待判断件数が増加傾向にあり、高齢者人口の増加、複雑な家庭問題、高齢者や養護者が抱える様々な生活課題、介護人材不足による介護者の負担の増加など、様々な事由により、高齢者虐待は増加傾向にあります。県内においては、令和5年度に養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報件数、虐待判断件数が共に過去最多となり、養護者による高齢者虐待は通報件数が過去最多、虐待判断件数も過去2番目に多い結果となったことから、更なる対応の強化が求められているところです。

そこで県では、市町村職員及び高齢者虐待防止部会委員の意見を踏まえた内容の更新と、法改正や制度改正、新たな法解釈などを踏まえた情報の更新などにより内容の充実をはかり、神奈川県としての高齢者虐待防止対応の標準化を図ることで、より迅速かつ適切な対応ができるよう、このたび、令和元年5月に作成した「高齢者虐待防止対応マニュアル」を改訂することとしました。

本マニュアルでは、高齢者虐待の基本的な知識をまとめた第一部、高齢者虐待の実際の対応方法についてまとめた第二部、関係法令や判例その他情報をまとめた第三部の全三部構成としています。

県として、今後も、高齢者が尊厳をもって地域で安心して暮らすことができるよう、本マニュアルを活用した研修会の開催、県民への啓発普及、虐待防止に向けた体制整備の充実などにより、虐待防止対策をさらに進めていくこととしています。

皆様におかれましては、本マニュアルを、市町村及び地域包括支援センターの対応力の向上、関係機関との連携や体制整備の充実等に御活用いただき、高齢者の権利擁護を進めていただきますようお願いいたします。

終わりに、このマニュアルの作成にあたり、貴重なご意見、ご指導をいただきました、高齢者虐待防止部会委員及び県内市町村の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和7年9月

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課長
鳥井 健二

目 次

第一部 知識編

第1章 高齢者虐待の理解	(頁)
1 高齢者の権利擁護と虐待の防止	2
2 高齢者虐待の世界的な動き	2
3 わが国における高齢者虐待に関する取組みの経緯	2
(1) 高齢者虐待防止法の制定	2
4 高齢者虐待の定義と捉え方	3
(1) 「高齢者」とは	3
(2) 「65 歳未満の者」に対する虐待の場合	3
(3) 「養護者」とは	3
(4) 「養介護施設従事者」とは	4
(5) 「高齢者虐待」とは	4
(6) セルフ・ネグレクトについて	5
(7) 高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応について	5
(8) 「高齢者虐待」以外の視点も必要となる「虐待」について	6
5 高齢者虐待の要因・背景	7
(1) 高齢者虐待に関する調査	7
(2) 高齢者虐待の傾向と変化	7
(3) 高齢者虐待の発生要因と背景	8
第2章 高齢者虐待対応の支援体制	
1 国及び地方公共団体の責務	10
(1) 国の役割	10
(2) 都道府県の役割	10
(3) 市町村の役割	10
(4) 国民の責務	11
(5) 保健・医療・福祉関係者の責務	12
(6) 養介護施設の設置者、養介護事業者の責務	12
2 高齢者虐待の未然防止と早期発見、再発防止への取組	14
(1) 高齢者虐待防止についての正しい知識の普及と啓発	14
(2) 市町村における体制整備	14
3 高齢者虐待防止ネットワークの構築	17
(1) 「早期発見、見守りネットワーク」	18
(2) 「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」	18
(3) 「関係専門機関介入支援ネットワーク」	19
4 実務担当者の資質向上の取組	22
(1) 実務担当者研修会の開催	22
(2) 実務担当者研修会への参加	22

5 高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について	22
(1) 地方自治体の個人情報の取扱い	22
(2) 民間事業者の個人情報の取扱い	24

第二部 対応編

第1章 高齢者虐待対応の概要（養護者及び養介護施設従事者共通） (頁)

1 高齢者虐待対応に関する基本的な考え方	30
2 高齢者虐待対応における法的根拠	30
3 調査及び指導の実施主体	30
4 高齢者の居所と家族等の住所地が異なる場合	30
5 通報の義務について	31
6 通報者の保護	32
7 通報を受けた際のポイント	33
8 虐待通報以外の内容だった場合	33
9 虐待対応にあたる上での心構え	36
(1) チームとして対応する	36
(2) 高齢者・養護者ともに支援する	36
(3) 相談者の心情に配慮する	36
(4) プライバシーに配慮する	36
10 個人情報の保護等	37
(1) 市町村職員の守秘義務	38
(2) 関係機関・関係者の守秘義務	38
11 虐待調査の基本姿勢と方法	38
(1) 聴き取りにおける姿勢	38
(2) 情報収集におけるポイント	39
(3) 主訴の明確化	39
(4) 相談記録の作成	39
(5) アセスメント（収集した情報の整理と評価・分析）	40
(6) 事実確認の視点	41
(7) 事実確認のための調査内容	41
(8) 緊急性の判断	42
(9) 深刻度の判断	42
(10) 援助方針の決定	44

第2章 虐待防止対応について

1 養護者による虐待への対応	52
(1) 相談・通報時の対応	52
(2) 受付記録の作成	53
(3) 組織としての虐待疑義案件の協議	53
(4) 相談受付内容の共有	54
(5) 速やかな事実確認に向けて	55
(6) 情報収集と調査	55
(7) 訪問調査による安否確認	56
(8) 立入調査	57

(9) 立入調査における機関連携	59
(10) 状況に応じた対応方法	60
(11) 虐待有無の判断	66
(12) 事後評価（モニタリング）	72
(13) 終結の判断プロセス	73
2 養介護施設従事者等における高齢者虐待と対応	75
(1) 養介護施設等とは	78
(2) 養介護施設従事者等による高齢者虐待発見時の対応	79
(3) 通報経路	79
(4) 対応窓口の周知	79
(5) 事実確認	79
(6) 事実確認における根拠法	80
(7) 事実確認後の対応（監査で対応する場合）	81
(8) 虐待の事実が認められなかった場合	82
(9) 養介護施設等における高齢者虐待の認識	87
(10) 養介護施設等との連携	87
(11) 県への報告	87
3 その他	90
(1) 身体的拘束等の取扱いについて	90
(2) 「やむを得ない事由による措置」について	91
(3) 養護老人ホームへの措置	100
(4) 養護委託による措置	101
(5) 面会制限について	101
(6) 成年後見制度の概要	105
(7) 「日常生活自立支援事業（あんしんセンター）」	109
(8) 生活福祉資金貸付制度	109
(9) 生活保護制度	109

第三部 参考資料編

1 関係法令

(1) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律	114
(2) 老人福祉法	122
(3) 老人福祉法施行令	126
(4) 介護保険法	128
(5) 警察官職務執行法	132
(6) 刑事訴訟法	132
(7) 高齢者虐待と定員超過の取扱いについて	132
(8) 個人情報保護に関する法律	133
(9) 行政手続法	136
(10) 行政不服審査法	138
(11) 行政事件訴訟法	138

2 判例紹介		
（1）事例1	-----	141
（2）事例2	-----	143
（3）事例3	-----	146
3 対応事例	-----	149
4 研修資料「高齢者虐待対応に必要な基本的な考え方と留意点」	---	155
5 様式集	-----	159
法律相談等の相談窓口	-----	174
参考文献等	-----	175
令和7年度 高齢者虐待防止部会 委員名簿	-----	176

本マニュアルにおける表記

表記	正式名称
高齢者虐待防止法	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年 法律第 124 号）」
厚生労働省マニュアル	「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（令和 7 年 3 月 厚生労働省老健局）」
日本社会福祉士会手引き	「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き（平成 23 年 3 月 社団法人 日本社会福祉士会）」